

〈 平成 29 年度 制度改正の概要 〉

（障害保健福祉関係主管課長会議（H29.3.8 開催）の内容を基に作成しています。）

1 改正障害者総合支援法の施行について

平成 30 年 4 月 1 日に改正障害者総合支援法が施行されます。

改正に合わせて、障害福祉サービスに二つのサービスが追加されることとなります。

【自立生活援助】

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

【就労定着支援】

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

そのほか、重度訪問介護について、現状ではサービス提供の対象とはならない医療機関への入院時において、一定の支援が可能となる予定です。

2 行動援護における従業者要件の見直しについて

行動援護における従業者要件の見直しについては、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、必要な実務経験の期間が短縮されます。（平成 30 年 4 月 1 日以降）

平成 30 年 3 月 31 日までの間は経過措置が設けられておりますが、平成 30 年 4 月 1 日以降は、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年又は 5 年の従事経験を有する者の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を受講している必要があります。

3 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

従業者

- ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1 年以上従事した経験を有する者。

→ 平成 30 年 3 月 31 日までの間は、1 年以上の実務経験は必要とされません。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1 年以上従事した経験を有する者。

→ 平成 30 年 3 月 31 日までの間は、1 年以上の実務経験は必要とされません。

サービス提供責任者

〈 平成 29 年度 制度改正の概要 〉

- ・ 介護福祉士，実務者研修，介護職員基礎研修，居宅介護従業者養成研修 1 級課程，居宅介護職員初任者研修課程修了者等で 3 年以上介護等の業務に従事した者であって，同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者。
→ 平成 30 年 3 月 31 日までの間は，同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了は必要とされません。
- ・ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年間従事したもの。
→ 平成 30 年 3 月 31 日まで認められる経過措置

上記のとおり，同行援護従業者要件等に係る経過措置については，平成 30 年 3 月 31 日まで期間を延長されています。経過措置の延長について再延長は行わないこととされていますが，同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため国が平成 28 年度に調査を実施したところ，回答があった 6,618 事業所のうち，サービス提供責任者の約 26%，サービス提供責任者を除く従業者の約 23%が経過措置後に従業者要件を満たさなくなることが判明しました（H28.10.1 時点の状況）。

そのため，同研修が未受講となっている同行援護従業者がいる場合には，積極的に受講し，経過措置期間後の同行援護の提供に支障が生じないようお願いします。

（※平成 26 年 10 月 1 日障障発 1001 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」）より一部抜粋。

4 訪問系サービスの資格要件について

訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件」としてきました。

現状では，障害福祉サービスにおいて減算規定はありませんが，介護保険における訪問介護では，平成 27 年度より報酬上 30%減算の取扱いとしているところであります。

平成 27 年度の障害福祉サービス等報酬改定検証調査で該当者は全体の 3.4%であり，当該要件は平成 30 年度報酬改定で見直すこととなっているので，該当する従業者がいる場合には，早期に実務者研修を受講させるか，又は介護福祉士の資格を取得する必要があります。

また，訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の一つである所謂 3 級ヘルパーについては，同調査において全体の 0.4%であり，障害福祉の訪問系サービスの従業者として認めています。同様に平成 30 年度報酬改定で見直す方向で検討されています。

〈 平成 29 年度 制度改正の概要 〉

5 障害者虐待の防止，養護者に対する支援

- 相談支援専門員やサービス管理責任者，児童発達支援管理責任者等に対しては，常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち，障害者等及び養護者の支援に当たるとともに，虐待の早期発見と通報を行うことが求められます。
- 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し，虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促す等の指導助言を市は継続的に行っていく考えです。
- 相談支援事業者が，訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携を行うことが非常に重要となってきます。

6 権限移譲について

平成 31 年度から次の事業が都道府県知事から中核市の長へ移譲される予定です。

- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の届出等に係る事務・権限（児童福祉法）
- 障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者，指定一般相談支援事業者等による業務管理体制の届出等に係る事務・権限（障害者総合支援法）
- 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務・権限